



2007年7月26日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社
代 表 者 代表取締役社長 野木森雅郁
コ ー ド 番 号 4503
(URL <http://www.astellas.com/jp>)
東 証 ・ 大 証 (各 第 一 部)
決 算 期 3月
問 合 せ 先 広報部長 石川 弘
Tel : (0 3) 3 2 4 4 - 3 2 0 1

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の付与に関するお知らせ

当社は、平成19年7月26日開催の取締役会において、会社法238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従って、企業価値向上への意欲や士気を高めていくことを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称 アステラス製薬株式会社2007年8月発行新株予約権

2. 募集新株予約権の総数 740個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日（下記13.に定める。以下同じ。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金の額を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適

用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成19年8月11日から平成39年6月26日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

募集新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為

の効力発生直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）以降に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使開始日以降10年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)および(2)に関わらず、新株予約権者は、以下の または に定める場合（ただし、 については、上記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成 38 年 6 月 26 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成 38 年 6 月 27 日から平成 39 年 6 月 26 日
 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契
 約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決
 議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
 当該承認日の翌日から 15 日間

(4) 各募集新株予約権の一部行使はできないものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たり
 のオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。
 但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りである。

割当日から権利行使終了日までの期間 T を間隔 Δt で等分割したとき、時点 (i, j) におけるオプシ

ョン価値 $C_{i,j}$ は、株価変動性 σ 、無リスクの利子率 r 、配当利回り q を用いて

$$C_{i,j} = e^{-r\Delta t} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j}) \quad \dots \quad (1)$$

$$p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$$

$$u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

$$d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

と表すことができる。

また、権利行使終了日時点におけるオプション価値は、株価 S 、行使価格 X を用いて、

$$C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j = 0, 1, 2, \dots, N$$

となる。ここで、 $N = \frac{T}{\Delta t}$ である。この権利行使終了日時点のオプション価値 $C_{N,j}$ を(1)式を用い

て、 $i = N$ から $i = 0$ まで逐次的に解くと、割当日時点 $(0,0)$ におけるオプション価値 $C_{0,0}$ が得られ、
 これが 1 株当たりのオプション価値となる。

さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考
 慮して 1 株当たりのオプション価値を求めることができる。

$$C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{i-j} - X, e^{-r\Delta t} (pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j})) \quad \dots \quad (2)$$

本件においては、割当日から権利確定日までの期間 τ については、(1)式、権利行使開始日から権

利行使終了日までの期間 $(T-\tau)$ については、(2)式を用いて1株当たりのオプション価値 $C_{0,0}$ を算定した。

1 株当たりのオプション価格 ($C_{0,0}$)

株価 (S): 平成 19 年 8 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)

行使価格 (X): 第 4 項により決定した価格

割当日から権利確定日までの期間 (τ): 4 年

割当日から満期までの期間 (T): 20 年

株価変動性 (σ): 20 年間(昭和 62 年 8 月 10 日から平成 19 年 8 月 10 日まで)の当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した変動率

無リスクの利子率 (r): 残存年数が上記 に定める期間に対応する国債の利子率

配当利回り (q): 1 株当たりの配当金(平成 18 年 9 月中間期および平成 19 年 3 月期末の配当実績) ÷ 上記 に定める株価

上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しません。

割当対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する予定です。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 19 年 8 月 10 日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 19 年 8 月 10 日とする。

15. その他本募集新株予約権に関し必要な一切の事項は、取締役社長に一任する。

16. 割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる募集新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる募集新株予約権の数 (合計数)
取締役	4 名	251 個
執行役員	26 名	489 個

以 上